

令和3年那審第17号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年5月9日00時55分

沖縄県北大東島北方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	漁船A	漁船B
総トン数		14.98トン	7.9トン
登録長		12.78メートル	11.96メートル
機関の種類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力		367キロワット	260キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和55年5月に進水し、船体中央部に操舵室を設け、同室前部に舵輪、自動操舵及び機関操縦の各装置、レーダー、GPSプロッター等を装備し、操舵室後部にベッドを備え、旗流し及び一本釣りの各漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、そでいか漁の目的で、船首1.0メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和3年4月26日10時00分沖縄県当添漁港を発し、同漁港北東方沖合約193海里にあたる、北大東島北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、6海里レンジとしたレーダー及びGPSプロッターを作動させ、航行中の動力船を示す法定灯火を表示し、翌27日23時00分前示漁場に到着して操業を始め、北大東島北方沖合の各漁場を移動しながら操業を続けたのち、翌5月8日22時00分北大東島灯台から013度（真方位、以下同じ。）13.3海里の地点付近に至り、周囲に航行の支障となる他船を認めないので、翌日に備えて操業を中断し、機関を中立運転として見張りに当たりながら漂泊を開始した。

a受審人は、23時00分北大東島灯台から013度13.3海里の地点で、侵入警報を3海里及び1海里の全周に設定したレーダーを3海里レンジとして作動させていたとき、依然として周囲に航行の支障となる他船を認めないので、休息をとることとしたが、航行中の船

船が漂泊中の自船を避けると思い、長距離レーダーレンジに切り替えたり目視によって周囲の状況を把握したりするなど、見張りを適切に維持することなく、操舵室後部のベッドで仮眠をとった。

こうして、a受審人は、翌9日00時47分前示地点で、船首が135度を向いていたとき、左舷正横後26度990メートルのところに、Bが表示する白、紅、緑3灯を視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったものの、Bの存在にも、この状況にも気付かなかった。

a受審人は、Bに対して警告信号を行うことも、同船が更に接近しても衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、00時55分北大東島灯台から013度13.3海里の地点において、Aは、船首が135度を向いたまま、その左舷中央部にBの船首が後方から64度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南南西風が吹き、視界は良好であった。

また、Bは、昭和63年7月に進水し、船体後部に操舵室を設け、同室前部に舵輪、自動操舵及び機関操縦の各装置、レーダー、GPSプロッター等を装備し、舵輪後方右舷寄りに操縦席を備え、旗流し及び一本釣りの各漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、そでいか漁の目的で、船首1.0メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和3年5月2日11時00分当添漁港を発し、同漁港北東方沖合約163海里にあたる、北大東島北方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、6海里レンジとしたレーダー及びGPSプロッターを作動させ、航行中の動力船を示す法定灯火を表示し、翌々4日02時00分前示漁場に到着して操業を始め、北大東島北方沖合の各漁場を移動しながら操業を続けたのち、沖縄県南大東漁港に入港して連日の

操業による疲労をとることとし、越えて8日23時00分操業を中断して同沖合の漁場を発進し、同漁港南大東地区に向かった。

b受審人は、23時02分半北大東島灯台から015度20.8海里の地点で、目視及びレーダーで周囲を確かめたところ、天候も穏やかな上、他船を認めなかったため、航行に支障はないと見込み、針路を199度に定めて自動操舵とし、4.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

b受審人は、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たりながら23時07分頃スマートフォンを持ってゲームを始め、翌9日00時00分北大東島灯台から014.5度16.9海里の地点に達したとき、同じ姿勢を続けると、気が緩んで眠気を催し、その後居眠りに陥るおそれがあったが、操業の合間に休息をとっていたので、まさか居眠りすることはないと思い、操縦席から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、同席に腰を掛けたままゲームを続けるうち、いつしか居眠りに陥った。

こうして、b受審人は、00時47分北大東島灯台から013度13.8海里の地点に至ったとき、正船首990メートルのところに、Aが表示する白1灯を視認することができ、その後、同船の灯火がほとんど移動しない様子から漂泊していることが分かり、Aに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったものの、同船の存在にも、この状況にも気付かなかった。

b受審人は、Aを避けることなく続航し、Bは、原針路及び原速力で、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷中央部外板に破口等を生じ、来援した引船で沖縄県金武中城港に引き付けられたが、のち廃船処理され、Bは、球状船首に擦過傷を生じたが、のち修理された。

(航法の適用)

本件は、夜間、北大東島北方沖合の公海において、漂泊中のAと航行中のBとが衝突したもので、両船が日本籍船であることから国内法が適用されることとなり、衝突地点付近の水域には特別法である海上交通安全法や港則法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されることになる。

海上衝突予防法には、漂泊中の船舶と航行中の船舶とに適用できる定型的な航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、北大東島北方沖合において、航行中のBが、居眠り運航の防止措置が不十分で、前路で漂泊中のAを避けなかったことよって発生したが、Aが、見張りの維持が不適切で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかつたことも一因をなすものである。

b受審人は、夜間、北大東島北方沖合において、南大東漁港南大東地区に向けて自動操舵で航行中、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たる場合、同じ姿勢を続けると、気が緩んで眠気を催し、その後居眠りに陥るおそれがあったから、居眠りに陥ることのないよう、同席から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、操業の合間に休息をとっていたので、まさか居眠りすることはないと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、前路で漂泊中のAに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突する事態を招き、A、B両船に損傷を生じさせ、Aを廃船させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a 受審人は、夜間、北大東島北方沖合において、操業を中断して漂泊中、休息をとることとした場合、接近する船舶を見落とすことのないよう、長距離レーダーレンジに切り替えたり目視によって周囲の状況を把握したりするなど、見張りを適切に維持すべき注意義務があった。しかし、同人は、航行中の船舶が漂泊中の自船を避けると思い、見張りを適切に維持しなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況のBに気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもないまま漂泊を続けて衝突する事態を招き、A、B両船に損傷を生じさせ、Aを廃船させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年8月30日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 永 木 俊 文